

お知らせ版

6月1日は『人権擁護委員の日』です

人権擁護委員は法務大臣が委嘱した民間の人たちです。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考え方から設けられたもので、諸外国にも例を見ないものです。現在、約14,000名の人権擁護委員が全国の市町村に配置され、積極的な活動を行っています。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、「特設人権相談所」を開設したり、地域住民に人権への理解を深めてもらうための啓発活動などに取り組んでいます。

人権擁護委員は、あなたの街の相談のパートナーです。相談は無料で秘密は厳守いたしますので、困ったことがあったら、お気軽にご相談下さい。

『人権擁護委員の日』を記念して、『特設人権なんでも相談所』を開設します。

① 日時及び会場

- (1) 令和8年6月7日(日)午前10時～午後3時
佐久市 浅間会館
- (2) 令和8年6月7日(日)午前10時～午後3時
小海町 小海町役場
- (3) 令和8年6月7日(日)午前10時～午後3時
小諸市 小諸市人権センター

- 子どもの人権110番
☎0120-007-110
- みんなの人権110番
☎0570-003-110

② 相談内容

家庭内における様々な問題、近隣のもめごと、プライバシーに関する問題、いじめなどの子どもに関する問題など…暮らしの中での様々な問題についてお気軽にご相談下さい。予約は不要です。相談は無料で秘密は厳守します。

③ 相談員

佐久地域の人権擁護委員

問合先 長野地方法務局佐久支局内
佐久人権擁護委員協議会事務局
☎0267-67-2272

